

<p>施策目標名</p>	<p>適正な移植医療を推進すること(施策目標 I-6-2)                  基本目標 I: 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること                  施策大目標6: 健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、必要な医療等を確保すること</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>・平成22年に施行された改正後の「臓器の移植に関する法律」(平成9年法律第104号)に基づき、臓器の提供のあっせん体制の確保及び臓器移植に関する普及啓発等を行うことで臓器移植の公平かつ効果的な実施を図る。                  ・「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」(平成24年法律第90号)に基づき、白血病等の治療に用いる造血幹細胞(骨髄・末梢血幹細胞及び臍帯血)の適切な提供を推進するため、造血幹細胞移植に関する普及啓発を行うとともに、あっせん体制を整備し、造血幹細胞移植体制の安定的な運営を図る。等</p>					
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p><b>1-1. 臓器移植の現状</b>                  ・平成9年の臓器移植法施行から令和6年3月末までの間の臓器移植実施件数は43,734件。                  ・令和5年度の臓器移植実施件数は1,434件となっているが、臓器移植希望者数は18,397人(令和6年3月末時点)であり、臓器移植希望者数と臓器移植実施件数に乖離がある状況。</p> <p><b>1-2. 臓器提供施設の体制整備</b>                  ・脳死下での臓器提供体制を整えている施設数は444施設(令和5年度)。                  ・臓器提供実施件数は施設間で偏在しており、臓器提供を実施した施設のうち複数事例を実施している施設は6割程度に留まっている。                  ・臓器提供に関する院内体制を整備する院内体制整備支援事業の実施施設数は、新型コロナウイルスが発生している状況下において令和2年度は減少したが、令和4年度はコロナ前の水準に回復し、令和5年度は脳死下臓器提供者数が過去最高数となった。</p> <p><b>1-3. 臓器移植の普及啓発の状況</b>                  ・臓器提供に関心がある者の割合は65.5%(令和3年10月)であり、これまでの調査で最も高い数値であった。                  ・一方で、臓器提供に関する意思表示をしている者の割合は10.2%にとどまっており、近年横ばいとなっている。                  ・家族や親しい人と臓器提供について話をしたことがある者の割合は43.2%。</p> <p><b>2. 造血幹細胞移植に係る状況</b>                  ・骨髄バンクドナー登録者数は増加傾向にあるが、最も多い年齢層は50歳前後であり、高齢化が見られる。                  骨髄・末梢血幹細胞の提供を行える年齢は54歳以下のため、今後、年齢上限による取消等によりドナー登録者数の減少が懸念される。また、高齢者のドナーは健康上の理由等から骨髄・末梢血幹細胞の提供まで至らない割合も高い。                  ・出生数が減少する中で、臍帯血の公開本数(移植に使用できる数)は、ここ数年横ばい傾向にある。</p>					
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>脳死下での臓器提供事例は着実に増加しているが、全体として移植希望者数には届かない状況であり、体制の整備と普及啓発を行う必要がある。</p>				
<p>2</p>	<p>造血幹細胞移植の治療成績は向上しているが、少子高齢化によって今後骨髄バンクドナー登録者数の減少や臍帯血公開本数の減少が見込まれることから、引き続き、国民(特に骨髄バンクドナーや臍帯血提供者となりうる可能性の高い若年層)への理解・協力を求める必要がある。</p>					
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>			<p>達成目標の設定理由</p>		
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>国民の臓器提供に関する意思を尊重し、臓器提供数を増加させるため、体制の整備を図るとともに、命の大切さを考える中で意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増加させることを目的とした普及啓発に取り組む。</p>			<p>臓器移植については、国民における認知度や理解はある一方、自らの意思表示について家族との共有等ができていないことや、医療機関の体制整備が十分でないことが、国民の臓器提供に関する意思が十分に活かされず、臓器移植に結びついていない理由であると考えられるため。</p>		
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>造血幹細胞移植を必要としている患者が造血幹細胞移植を受ける機会が十分に確保されるよう、特に骨髄バンクドナーや臍帯血提供者となりうる可能性の高い若年層への普及啓発に取り組み、骨髄バンクドナー登録者数並びに臍帯血公開本数の一定規模以上を確保する。</p>			<p>造血幹細胞移植は、患者と医療機関だけでは成立せず、任意・善意に基づく提供者(ドナー)がいてはじめて成立する医療であり、そのためには国民の理解・協力が不可欠であることから、普及啓発に取り組む必要があるため。</p>		
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>3,170,494</p>	<p>3,225,804</p>	<p>3,277,228</p>	<p>3,310,184</p>	<p>3,468,400</p>
<p>補正予算(b)</p>	<p>676,515</p>	<p>561,546</p>	<p>264,707</p>	<p>26,850</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>676,515</p>	<p>561,546</p>	<p>235,707</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
<p>合計(a+b+c)</p>	<p>3,847,009</p>	<p>4,463,865</p>	<p>4,103,481</p>	<p>3,572,741</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
<p>執行額(千円、d)</p>	<p>3,072,882</p>	<p>3,858,751</p>	<p>3,848,300</p>	<p>3,509,482</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>79.9%</p>	<p>86.4%</p>	<p>93.8%</p>	<p>98.2%</p>	<p>0%</p>	<p>0%</p>
<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>			<p>年月日</p>		<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>
<p>—</p>	<p>—</p>			<p>—</p>		<p>—</p>

達成目標1について

国民の臓器提供に関する意思を尊重し、臓器提供数を増加させるため、体制の整備を図るとともに、命の大切さを考える中で意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増加させることを目的とした普及啓発に取り組む。

測定指標	指標1 臓器提供者数 (アウトカム)	指標の選定理由	臓器移植推進に関する施策の最終目標は、臓器移植の実施であり、臓器提供者数が臓器移植実施件数に影響を与えることから、臓器移植対策の施策の指標として有用である。 (参考)平成27年度実績:86名、平成28年度実績:103名、平成29年度実績:105名、平成30年度実績:100名 (出典):(公社)日本臓器移植ネットワーク調べ							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・臓器提供については、臓器提供者の意思を汲み取ることが必要であり、また、法的脳死判定を受けた者や心臓が停止した者の存在があって成り立つものであることから、具体的な数値目標の設定は性質上困難であるが、臓器提供者を増やすことは重要であることから、目標値は基本的に前年度以上としている。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成28年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度		
		103名	前年度(100名)以上	前年度(120名)以上	120名以上	120名以上	前年度(121名)以上	前年度以上	○	○
		120名	69名	92名	121名	131名				
	指標2 脳死下臓器提供体制を整えている施設数 (アウトカム)	指標の選定理由	・脳死下臓器提供を行うためには5類型施設(大学附属病院、日本救急医学会の指導医指定施設、日本脳神経外科学会の基幹施設又は連携施設、救命救急センターとして認定された施設、日本小児総合医療施設協議会の会員施設)かつ脳死下臓器提供体制を整えている必要があり、脳死下臓器提供体制を整えている施設数が、臓器移植推進に関する施策の最終目標である臓器移植実施件数に影響を与えることから、臓器移植対策の施策の指標として有用である。 ・また、当該施設数により、院内体制整備支援事業・臓器提供施設連携体制構築事業の効果を測定できる。 (参考)平成27年度:426施設(平成27年6月30日時点)、平成28年度:435施設、平成29年度:445施設、平成30年度実績441施設 (出典):移植医療対策推進室調べ							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	5類型施設の総数は毎年変動があり、それに伴い、測定指標である脳死下臓器提供体制を整えている施設数についても変動することとなるため、具体的な数値目標の設定は困難であるが、院内体制整備支援事業・臓器提供施設連携体制構築事業により、脳死下臓器提供体制を整えている施設数の増加に向けた取組を行っていることから、目標値は基本的に前年度以上としている。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成28年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度		
		435施設	前年度(441施設)以上	前年度(440施設)以上	前年度(436施設)以上	前年度(449施設)以上	前年度(437施設)以上	前年度以上		○
		440施設	436施設	449施設	437施設	444施設				
	指標3 あっせん事業の従事者に対する研修会実施回数 (アウトプット)	指標の選定理由	・公益社団法人日本臓器移植ネットワークにおいて、あっせん業務の公平、公正、適切かつ安定的な実施を図るため、従業者(コーディネーター)の養成及び資質の向上は、臓器提供者と臓器移植希望者との迅速かつ適切なあっせんに繋がり、臓器移植推進に関する施策の最終目標である臓器移植実施件数に影響を与えることから、あっせん事業の従事者に対する研修会実施回数は臓器移植対策の施策の指標として有用である。 (出典):(公社)日本臓器移植ネットワーク調べ							
目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		・あっせん業務の公平、公正、適切かつ安定的な実施を図るため、あっせん事業の従事者を教育することが重要であるため、目標値を前年度以上としている。 ・なお、事業参加施設が毎年変動することから、具体的な数値目標の設定は性質上困難である。 ・令和5年度事前分析表から設けた指標であるため、基準年度・基準値は令和4年度と当該年度における実績値とした。								
基準値		年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値								
令和4年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度			
21回		-	-	-	-	前年度(21回)以上	前年度以上		×	
	37回	11回	18回	21回	16回					
【参考】指標4 臓器提供意思登録システム 現登録者数	実績値									
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
【参考】指標5 院内体制整備支援事業実施 施設数	実績値									
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
	112施設	92施設	105施設	111施設	112施設					

達成目標2について

造血幹細胞移植を必要としている患者が造血幹細胞移植を受ける機会が十分に確保されるよう、特に骨髄バンクドナーや臍帯血提供者となりうる可能性の高い若年層への普及啓発に取り組み、骨髄バンクドナー登録者数並びに臍帯血公開本数の一定規模以上を確保する。

測定指標	指標6 骨髄バンクドナー登録者数 (アウトカム)	指標の選定理由	造血幹細胞移植を必要としている患者が造血幹細胞移植を受ける機会が十分に確保されるためには、一定規模以上の骨髄バンクドナー登録者数を確保するための普及啓発を行うことが必要であることから、当該指標を普及啓発の効果の測定指標とした。 (出典):(公財)日本骨髄バンク調べ。年度末時点の登録者数。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ドナー登録対象年齢(18~54歳)の人口が年々減少傾向であること、</li> <li>②ドナー取消者数が毎年度異なること、</li> <li>③造血幹細胞の提供は国民の任意・善意の下で進められるものであること、</li> </ul> から、目標値は「前年度以上」とすることが適切である。  ・また、時代による移植適応の疾患の変化や治療技術の進歩等もあり、移植に用いる造血幹細胞の総需要の予測は困難である。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成28年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度		
		470,270名	前年度 (509,263名)以上	前年度 (529,965名)以上	前年度 (530,953名)以上	前年度 (537,820名)以上	前年度 (544,305名)以上	前年度以上	○	○
		529,965名	530,953名	537,820名	544,305名	554,123名				
	指標7 臍帯血新規公開本数 (アウトカム)	指標の選定理由	臍帯血公開本数が10,000本維持できれば、臍帯血移植を希望する患者の95%以上にHLA(ヒト白血球抗原)が5/6適合する臍帯血が得られることが示されていることから、新規公開本数により臍帯血移植体制の整備状況を測定できる。 (出典):日本赤十字社調べ (参考)臍帯血公開本数実績(毎年度末時点) 令和2年度:9,316本、令和3年度:9,617本、令和4年度:9,674本、令和5年度:9,854本							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・臍帯血の公開期間は10年であることから、10,000本を維持するためには、年度に使用する臍帯血に加えて更に1000本ずつ公開する必要があることから、前年度の臍帯血移植件数+1000本以上を毎年度の目標値として設定している。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成28年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度		
		2,597本	前年度の臍帯血移植件数+1,000本(2,355本)以上	前年度の臍帯血移植件数+1,000本(2,430本)以上	前年度の臍帯血移植件数+1,000本(2,431本)以上	前年度の臍帯血移植件数+1,000本(2,316本)以上	前年度の臍帯血移植件数+1,000本(2,360本)以上	前年度の臍帯血移植件数+1,000本以上	○	△
			2,272本	2,572本	2,450本	2,241本	2,157本			
		【参考】指標8 造血幹細胞移植件数	実績値							
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
		2,662件	2,527件	2,489件	2,415件	2,459件				
【参考】指標9 骨髄バンクの新規患者登録者数に対する骨髄・末梢血幹細胞移植件数の割合	実績値									
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
	55.7%	52.3%	55.4%	54.9%	59.6%					
【参考】指標10 コーディネート期間における採取行程日数(中央値)	実績値									
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度					
	61日	61日	61日	63日	60日					

※ 平成4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	(有識者会議WG後に記載)
-----------------	---------------

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】			
評価結果と今後の方向性	総合判定	<p>(判定結果) B【目標達成に向けて進展あり】</p> <p>(判定理由)</p> <p><b>【達成目標1:臓器移植対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、目標である前年度の臓器提供者数を達成した。</li> <li>指標2については、目標である前年度の脳死下臓器提供体制を整えている施設数を達成した。</li> <li>指標3については、目標は達成できなかった。</li> </ul> <p><b>【達成目標2:造血幹細胞移植対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標6については、目標である前年度の骨髄バンクドナー登録者数を達成した。</li> <li>指標7については、目標を達成できなかったものの、臍帯血公開本数は前年度より増加しており、目標達成に向けて進展があると評価した。</li> </ul> <p><b>【総括】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以上より、主要な測定指標の一部が「△」となったものの、主要な指標のうち半数以上が「○」であり、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられることから、判定結果は③【相当程度進展あり】に区分されるものとして、B(達成に向けて進展あり)と判定した。</li> </ul>			
	施策の分析	<p>(有効性の評価)</p> <p><b>【達成目標1:臓器移植対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、目標を達成できていることから、臓器提供施設の体制整備や臓器移植の普及啓発に関する施策が有効に機能していると評価できる。</li> <li>指標2については、目標を達成できていることから、臓器提供施設の拡充に関する施策が有効に機能していると評価できる。</li> <li>指標3については、前年度の目標を達成することはできなかったが、直近5年間の研修回数を比較した場合、必要な研修が実施されていると考えている。</li> </ul> <p><b>【達成目標2:造血幹細胞移植対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標6については、目標を達成できていることから骨髄バンクドナー登録対策の実施は有効に機能していると評価できる。</li> <li>指標7については、目標は達成できなかった。目標未達成の理由として、毎年数万人単位での出生数の減少や、採取件数の多いクリニックが撤退したことの影響があったと考えられる。しかし、臍帯血公開本数は目標である10,000本に近づいたことから有効な取り組みが実施されていると評価できる。</li> </ul> <p>(効率性の評価)</p> <p><b>【達成目標1:臓器移植対策】</b></p> <p><b>【達成目標2:造血幹細胞移植対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1～3、及び6、7については、近年予算額が大きく変わっていない中、概ね目標を達成できていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。</li> </ul> <p>(現状分析)</p> <p><b>【達成目標1:臓器移植対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、着実に取組が進んでいると考えられる。</li> <li>指標2についても、着実に取組が進んでいると考えられる。</li> <li>指標3については、目標未達成の理由として、臓器提供者数の増加に伴い、OJTによりあっせん事業の従事者の経験値が向上したため、研修を高頻度で実施する必要がなくなり、研修の実施回数が減ったものと考えられる。ただ、直近5年間の研修回数を比較した場合、必要な研修が実施されていると考えているため、引き続き取組を進めていく。</li> </ul> <p><b>【達成目標2:造血幹細胞移植対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標6については、着実に取組が進んでいると評価できる。</li> <li>指標7については、目標は達成できなかったものの、法施行後、最も多い臍帯血公開本数であったことから目標達成に向けて進展があると評価しており、引き続き目標達成を目指していく。</li> </ul>			
参考・関連資料等	臓器移植対策 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/zouki_ishoku/index.html 造血幹細胞移植対策 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/zouki_ishoku/index_00002.html				
担当部局名	健康・生活衛生局	作成責任者名	難病対策課 移植医療対策推進室長 島田 志帆	政策評価実施時期	令和6年8月